

運輸安全マネジメントの情報公開

本情報公開は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 に基づき実施するものです。

I. 達成状況報告：2024 年度（事業年度 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

1. 輸送の安全に対する基本的な方針

輸送の安全は、C S R（企業の社会的責任）の重要な要素のひとつとして、経営トップの主導のもと、次の方針に従い、当社の全従業員が一体となって取り組んでまいります。

- （1）当社は、運行管理体制の充実を図り、法令に定められた運行管理を適切に機能させます。
- （2）当社は、P D C A サイクル（計画、実施、評価、改善）の実践により、輸送の安全性の継続的な向上を図ります。
- （3）当社は、全従業員に対して、安全の確保が最も重要であるという意識を教育や啓蒙活動を通して徹底させます。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況（2024 年度）

（1）交通事故の撲滅

- ①目 標：軽微な事故を含めて「交通事故ゼロ」を目指します。
- ②達成状況：貨物運送事業及びこれに付帯する全ての業務において、自動車事故報告規則第 2 条に定める交通事故は「ゼロ」でした。

（2）交通事故防止のための教育

- ①目 標：交通事故防止のための教育を積極的に実施します。
- ②達成状況：ア.新任・中堅運転者教育、危険感受性向上を目指した危険予知訓練、車両の視野・死角を再確認する体感教育などを実施しました。
イ.運転者の運転適性診断受診と結果に基づく面談指導、添乗指導などを実施しました。
ウ.SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査を実施しました。
エ.SSCV-Safety(安全運行管理ソリューション)での体調管理と体調不良による事故の未然防止、運行中のヒヤリハット映像で運転者への指導を行いました。
オ.VR 機器を使用した安全教育体感を実施しました。

3. 輸送の安全に係る処分

2024 年度において、輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分はありませんでした。

Ⅱ．方針及び目標：2025 年度（事業年度 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

1．輸送の安全に対する基本的な方針

輸送の安全は、C S R（企業の社会的責任）の重要な要素のひとつとして、経営トップの主導のもと、次の方針に従い、当社の全従業員が一体となって取り組んでまいります。

- （１）当社は、運行管理体制の充実を図り、法令に定められた運行管理を適切に機能させます。
- （２）当社は、P D C A サイクル（計画、実施、評価、改善）の実践により、輸送の安全性の継続的な向上を図ります。
- （３）当社は、全従業員に対して、安全の確保が最も重要であるという意識を教育や啓蒙活動を通して徹底させます。

2．輸送の安全に関する目標

- （１）交通事故の撲滅にむけ軽微な事故を含めて「交通事故ゼロ」を目指します。
- （２）交通事故防止のための教育を積極的に実施します。

3．目標達成のための計画

- （１）運行管理体制の充実強化
 - ①点呼及び指導監督などの運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立すると共に適任者を育成選任する。
 - ②事業所長は、運行管理の業務の実施状況について、その適否を適宜確認し指導監督する。
 - ③過労運転防止を図るため、運行管理者が運転者の拘束時間・運転時間等労働時間を管理する。
 - ④SSCV-Safety（安全運行管理ソリューション）での体調管理に基づき体調不良による事故の未然防止、運行中のヒヤリハット映像で運転者への指導を行い、事故防止を図る。
- （２）教育及び研修の内容充実と計画的実施
 - ①運転者の年齢、経歴、能力等に応じて教育を実施して人材教育を図る。
 - ②事業所ごとに、運転者に対する一般的な指導及び監督を計画的、効果的に実施するため、年間の実施計画を定める。
 - ③VR を活用した運転者への体感教育を実施する。
- （３）運転者に対する検診の実施はもとより、SAS(睡眠時無呼吸症候群)の検査を引き続き実施する。

以 上